平成２３年（フ）第１０号
岩手県奥州市水沢区佐倉河字薬師堂119番地18
債務者　油井　洋子
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２３年（フ）第１９号
岩手県奥州市水沢区真城字東鶴巻126番地10、住民票上の住所岩手県奥州市水沢区真城字垣ノ内97番地９
債務者　小野寺哲男
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２３年（フ）第１７４号
埼玉県戸田市氷川町１丁目10番１―208号、申立時の住所埼玉県戸田市喜沢２丁目38番地の18　グランメール302号室
債務者　佐粧　幸恵
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２７７号
埼玉県幸手市緑台１丁目６番２号
債務者　関根　征士
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２７８号
茨城県つくばみらい市狸穴1206番地69、申立時の住所埼玉県幸手市東５丁目16番15号
債務者　関根　和美
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第３１２号
埼玉県幸手市栄６番６―101号
債務者　伊藤　広道
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第３９２号
さいたま市北区本郷町17番地８　県営西本郷団地802
債務者　清水　　昭
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第４１２号
埼玉県川口市上青木１丁目12番14―207号　川口青木住宅
債務者　石橋登美雄
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第４３８号
さいたま市緑区大字三室2237番地18
債務者　藤原麻衣子
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第４５１号
さいたま市桜区大字上大久保355番地11
債務者　黒澤　友香（旧姓井原）
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第４７５号
さいたま市桜区南元宿２丁目27番１号310
債務者　久保　法子
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第４８６号
さいたま市桜区田島５丁目４番38号
債務者　秋元　美紀
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第４９７号
埼玉県久喜市栗橋東４丁目３番59号　センチュリー栗橋202
債務者　瀬尾マリア
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第５０６号
さいたま市中央区大戸５丁目11番６号　ウイング・ジュン201号
債務者　中島　雅宏
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１９０号
埼玉県所沢市大字山口5103番地の２　タウニイ中山201
債務者　松岡　悦子
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第１９４号
埼玉県ふじみ野市南台２丁目10番13号
債務者　石垣由歌子
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第２２０号
埼玉県所沢市大字上山口172番地の２、前住所埼玉県所沢市小手指町５丁目７番地の13　ドリーム小手指203
債務者　綾部　清治
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
さいたま地方裁判所川越支部